

情報提供

那医発第 404 号

令和 8 年 9 月 9 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 玉井 修

副 会 長 宮城 政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会より「薬剤関係の通知について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局: 宮城・前泊 / 電話 098-868-7579)

記

沖 医 発 第 884 号

令 和 8 年 9 月 1 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会

理事 稲富 仁

(公印省略)

薬剤関係の通知について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、下記の件について、日本医師会および沖縄県保健医療介護部長より薬剤関係通知が届いておりますので、本通知をもってお知らせすると共に、以下に概略を説明申し上げます。

- ① については、新たに、内用薬 10 点、注射薬 3 点、外用薬 1 点の医薬品コードが登録された旨をお知らせするものです。
- ② については、水溶性プレドニン 10mg・20mg、リンデロン注 2mg(0.4%)・4mg(0.4%) の出荷量減少に伴い、切り替え可能と判断される症例においては可能な限り代替薬の使用について、協力依頼があることをお知らせするものです。
- ③ については、「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令の一部を改正する政令」の公布に伴い、新たに 3 物質が麻薬に指定されたほか、麻薬研究者等の免許取得や記録、保管、届出等に関する規制事項の遵守が必要となる旨をお知らせするものです。
- ④ については、子育て支援事業を利用している児童が、アナフィラキシーショック又はてんかん発作を起こし、生命が危険な場合において、当該現場に居合わせた職員がアドレナリン点鼻液(「ネフィー」)又はジアゼパム点鼻液(「スピジア」)を当該児童に代わって投与することについて、今般通知の事務連絡に準拠して行われる場合には、医師法(昭和 23 年法律第 201 号)第 17 条に違反するものではないことを改めて周知するものです。

つきましては、ご多忙の折誠に恐縮に存じますが、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員に対する周知方についてご高配くださいますようお願い申し上げます。

記

No	文書番号	発送年月日	文書名
①	保薬第 848 号	R8.8.17	新たに薬価基準に収載された医薬品の「薬価基準収載医薬品コード」について
②	日医発第 990 号 (技術)	R8.8.19	水溶性プレドニン 10mg・20mg、リンデロン注 2mg(0.4%)・4mg(0.4%) の出荷量減少に伴う、処方時のご配慮のお願い
③	日医発第 991 号 (技術)	R8.8.19	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令の一部を改正する政令の公布について
④	日医発第 1034 号(健 I・健 II・地域・法安)	R8.8.26	子育て支援関係事業における医薬品の投与について

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務 2 課: 吉田

TEL: 098-888-0087

FAX: 098-888-0089

g2@okinawa.med.or.jp